Ⅱ　損益外減価償却相当額			3,350,704,268
Ⅲ　損益外減損損失相当額			428,605,764
Ⅳ　損益外利息費用相当額			582,233
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			62,932,847
Ⅵ　引当外賞与見積額			47,386,767
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			1,366,844,633
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		19,363,504	
		32,985,645	52,349,149
Ⅸ　行政サービス実施コスト			21,861,556,935

［**重要な会計方針等**］

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）を適用して財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	５～50年
機械及び装置	10～30年
船舶	５～20年
車両運搬具	５～６年
工具器具備品	３～10年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

１）特許権については８年、商標権については10年、水道施設利用権については15年で償却しております。

２）法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前事業年度末退職給付見積額を控除して計算しております。

５．災害損失引当金の計上基準

平成23年３月11日に発生した東日本大震災により被災した施設等の原状回復費用の支出に備えるため、平成28事業年度末における見積額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（利息法）を採用しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品の評価基準及び評価方法は最終仕入原価法を採用しております。

副産物については見積売却価額から見積販売経費を控除した金額で評価しております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の算定方法

近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年３月末利回を参考に0.065％で計算しております。

９．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

11．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

［**重要な会計方針の変更**］

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」第81、「独立行政法人会計基準注解」注60、注61の規定に基づき業務達成基準を採用しております。また、管理部門の活動については、一定の期間の経過を業務の進行とみなせることから期間進行基準を採用しております。

なお、運営費交付金を財源に取得したたな卸資産については、前事業年度まで費用進行基準による会計処理をしておりましたが、改訂後の「独立行政法人会計基準」第81、「独立行政法人会計基準注解」注60、注61の趣旨を踏まえ、重要性が認められるたな卸資産に係る会計処理に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、当期純利益はそれぞれ107,572,809円減少しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

［**追加情報**］

当事業年度において、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）」により平成28年４月１日に独立行政法人水産大学校（以下、水産大学校）の解散と当法人への統合が行われております。

上記に伴い、同法律附則第９条の規定により、当法人は国が承継する資産を除き、水産大学校の一切の権利及び義務を承継しております。承継した資産及び負債の内訳は［キャッシュ・フロー計算書関係］に記載しております。